



発行 東京都

目次

52

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（総務局人事部職員支援課）……………一
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則：（総務局人事部制度企画課）……………二
- 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………三  
（産業労働局雇用就業部就業推進課）……………三
- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正……………六
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率）の一部改正……………六
- 警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則……………九

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第三項、第四項第四号及び第五項、第十一条の二の見出し及び同条第一号並びに第十二条第一項第二号、第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「以前又は任期の更新前」を「以前」に、「採用又は任期の更新」を「採用」に改め、「又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」を削り、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条」を「とする。任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改める。

第十二条の三第二号イ及びロ並びに第二十六条第二項第四号中「再任用短時間勤務職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条の二第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第二十八条の二第一項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八条の三第一項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

(長期勤続休暇に関する経過措置)

第四条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第一中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第十二条の二第一項及び第二十八条の二第一項の規定を適用する。この場合において、新規則第十二条の二第二項中「とあるのは」とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更

新をしたときも同様とする。」と、同条第二項中「以前」とあるのは「以前又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新（以下この項において「任期の更新」という。）前」と、「引き続き採用」とあるのは「引き続き採用又は任期の更新」と、「以後の勤務」とあるのは「以後の勤務又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」と、第二十八条の二第一項中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第五条第一項、第十一条第三項、第四項第四号及び第五項、第十一条の二第二号、第十二条第一項第二号、第二項及び第四項、第十二条の三第二号イ及びロ、第二十六条第二項第四号並びに第二十八条の三第一項第四号の規定を適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号から第八号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十四号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年東京都規則第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、病院経営本部長」を削る。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十五号

東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都しごとセンター条例施行規則（平成八年東京都規則第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とし、第三条中「条例第五条第一項」を「東京都しごとセンター条例（平成八年東京都条例第六十一号。以下「条例」という。）第五条第一項」に改め、同条を第二条とし、第四条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二中「第二条」を「第一条」に改め、同表二の項を次のように改める。

二 東京都しごとセンター多摩

施設名	利用時間
講堂（ホール一、ホール二） セミナー室（五〇二教室）	午前九時から午後九時三十分まで。 ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前九時から午後五時まで
その他の施設	午前九時から午後八時まで。ただし、土曜日は、午前九時から午後五時まで

別表第三を次のように改める。

別表第三（第五条関係）

一 提供施設等使用料

施設	区分		使用単位	使用料
	東京都しごとセンター	講堂		
東京都しごとセンター多摩	講堂	セミナー室	午後	九、一〇〇円
			午後	一二、一〇〇円
			午後	四、九〇〇円
		ホール一	午後	六、五〇〇円
			午後	七、一〇〇円
			午後	九、四〇〇円
	ホール二	セミナー室	午後	八、五〇〇円
			午後	一一、三〇〇円
			午後	一一、三〇〇円
		講堂	午後	九、四〇〇円
			午後	九、四〇〇円
			午後	一一、三〇〇円

東京都しごとセンター とセンター 多摩	映写設備	音響映像設備	一式一回	一、七〇〇円
		セミナー室用 映像機器	一式一回	一〇〇円
東京都しごとセンター	映写設備	講堂用映像装置	一式一回	五、三〇〇円
		書画カメラ装置	一式一回	一、一〇〇円
セミナー室		五〇二教室	午後 夜間	四、二〇〇円 五、七〇〇円 五、七〇〇円

二 専門業務施設使用料

区	分	使	用	料
東京都	しごとセンター	一月	一平方メートルにつき	四、三三六円
東京都	しごとセンター多摩	一月	一平方メートルにつき	四、三九八円

別記第一号様式及び第二号様式中「第3条」を「第2条」に、

使用施設及び附帯設備		時	間	帯	※	金	額	
施設	講堂	午前	・午後	・夜間				
附帯設備	書画カメラ装置	午前	・午後	・夜間				
	講堂用映像装置	午前	・午後	・夜間				
	セミナー室用映像機器	午前	・午後	・夜間				
計								円

を

使用施設及び附帯設備					時	間	帯	※	金	額
東京都しごとセンター 多摩	施設 講堂	附帯設備 映写設備	ホ	ール	1	2	午前	・午後	・夜間	
			ホ	ール	2		午前	・午後	・夜間	
東京都しごとセンター	施設 講堂	附帯設備 映写設備	ホ	ール	2		午前	・午後	・夜間	
			ホ	ール	2		午前	・午後	・夜間	
計										円

に

改める。

別記第三号様式中「(第5条)」を「(第4条)」に、「(第5条第1項)」を「(第4条第1項)」に、

使用目的	

を

区分	東京都しごとセンター ・ 東京都しごとセンター多摩
使用目的	

改める。

別記第四号様式中「第5条」を「第4条」に

使用目的	
------	--

を

区分	東京都しごとセンター ・ 東京都しごとセンター多摩
使用目的	

に

改める。

別記第五号様式中「第8条」を「第7条」に改める。

別記第六号様式中「第9条」を「第8条」に

使用施設及び附帯設備		時間帯	※金額
施設	講堂	午前・午後・夜間	
附帯設備	セミナー室	午前・午後・夜間	
附帯設備	書画カメラ装置	午前・午後・夜間	
附帯設備	講堂用映写装置	午前・午後・夜間	
附帯設備	セミナー室用映像機器	午前・午後・夜間	
計			円

を

使用施設及び附帯設備				時間帯	※金額
施設	講	セミナー室	講堂	午前・午後・夜間	
			書画カメラ装置	午前・午後・夜間	
附帯設備	映写設備	セミナー室	講堂用映写装置	午前・午後・夜間	
			セミナー室用映像機器	午前・午後・夜間	
施設	講堂	ホール	午前・午後・夜間		
		ホール	午前・午後・夜間		
附帯設備	セミナー室	502教室	午前・午後・夜間		
附帯設備	映写設備	音響映像設備	午前・午後・夜間		
計					円

に

改める。

別記第七号様式中「第10条」を「第9条」に改める。

別記第八号様式中「第11条」を「第10条」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一

日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都しごとセンター条例施行規則(以下「新規則」という。)の東京都しごとセンター多摩に係る新規規則第二条第一項の提供施設等及び新規規則第四条第一項の専門業務施設の使用に關し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都しごとセンター条例施行規則別記第一号様式から第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 告 示(教)

#### ●東京都教育委員会告示第三十七号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四三六円	一一、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇二二円

六十五歳以上七十歳未満 三、九四〇円 一六、一一七円  
七十歳以上 三、九四〇円 一二、九五七円

#### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

#### ●東京都教育委員会告示第三十八号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

表を次のように改める。



平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日まで	平成二十二年三月一日から平成二十三年三月一日まで	平成二十三年三月一日から平成二十四年三月一日まで	平成二十四年三月一日から平成二十五年三月一日まで	平成二十五年三月一日から平成二十六年三月一日まで	平成二十六年三月一日から平成二十七年三月一日まで	平成二十七年三月一日から平成二十八年三月一日まで
率学 校薬 劑師 の						
校学 歯校 科医 及 び 率学						
一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・〇五
一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇三	一・〇三
一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇八	一・〇九
一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇八	一・〇九
一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇三	一・〇二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇六	一・〇〇

平成十九年三月八日から平成二十年三月八日まで	平成二十年三月八日から平成二十一年三月七日まで	平成二十一年三月八日から平成二十二年三月六日まで	平成二十二年三月八日から平成二十三年三月五日まで	平成二十三年三月八日から平成二十四年三月四日まで	平成二十四年三月八日から平成二十五年三月三日まで	平成二十五年三月八日から平成二十六年三月二日まで
率学 校薬 劑師 の						
校学 歯校 科医 及 び 率学						
一・〇三	一・〇四	一・〇五	一・〇五	一・二四	一・二四	一・〇五
一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・二七	一・二七	一・〇四
一・〇一	一・〇二	一・〇〇	一・〇二	一・一八	一・〇九	一・〇二
一・〇一	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一七	一・二二	一・〇一
一・〇〇	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一四	一・二二	一・〇一
一・〇〇	一・〇一	一・〇九	一・〇一	一・一〇	一・二二	一・〇一



第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の警視庁警察職員の定員に関する規則第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

